

# 福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画泉、周船寺地区地区計画を次のように決定する。

名称	泉、周船寺地区地区計画
位置	福岡市西区泉一丁目、周船寺一丁目及び周船寺二丁目の各一部
面積	約 2.6ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、前原市との行政界に位置しており、地区内には、都市計画道路「千里田尻線」（幅員16m）が計画され、JRの周船寺駅にも近接する交通利便性の高い地区である。当地区の北側には低層戸建て住宅、南側には商業施設等が主に立地し、地区内はこれらが混在化している。このため、当地区においては、周辺低層戸建て住宅地の環境保全及び周辺商業施設との連たんを図ることにより、良好な市街地環境の形成を行うことを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>周辺低層戸建て住宅地及び商業施設と調和のとれた住宅等を適切に配置する。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>市道周船寺2239号線及び市道周船寺2253号線に歩行者用通路（幅員2m）を配置し、地区内及び周辺居住者等の利便を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>市道周船寺2239号線、市道周船寺2253号線沿い及び敷地について、建築物等の壁面の位置の制限を定め、ゆとりある歩行者空間の形成及び良好な住宅環境の保全を図る。また隣接の低層戸建て住宅の環境保全のため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p>

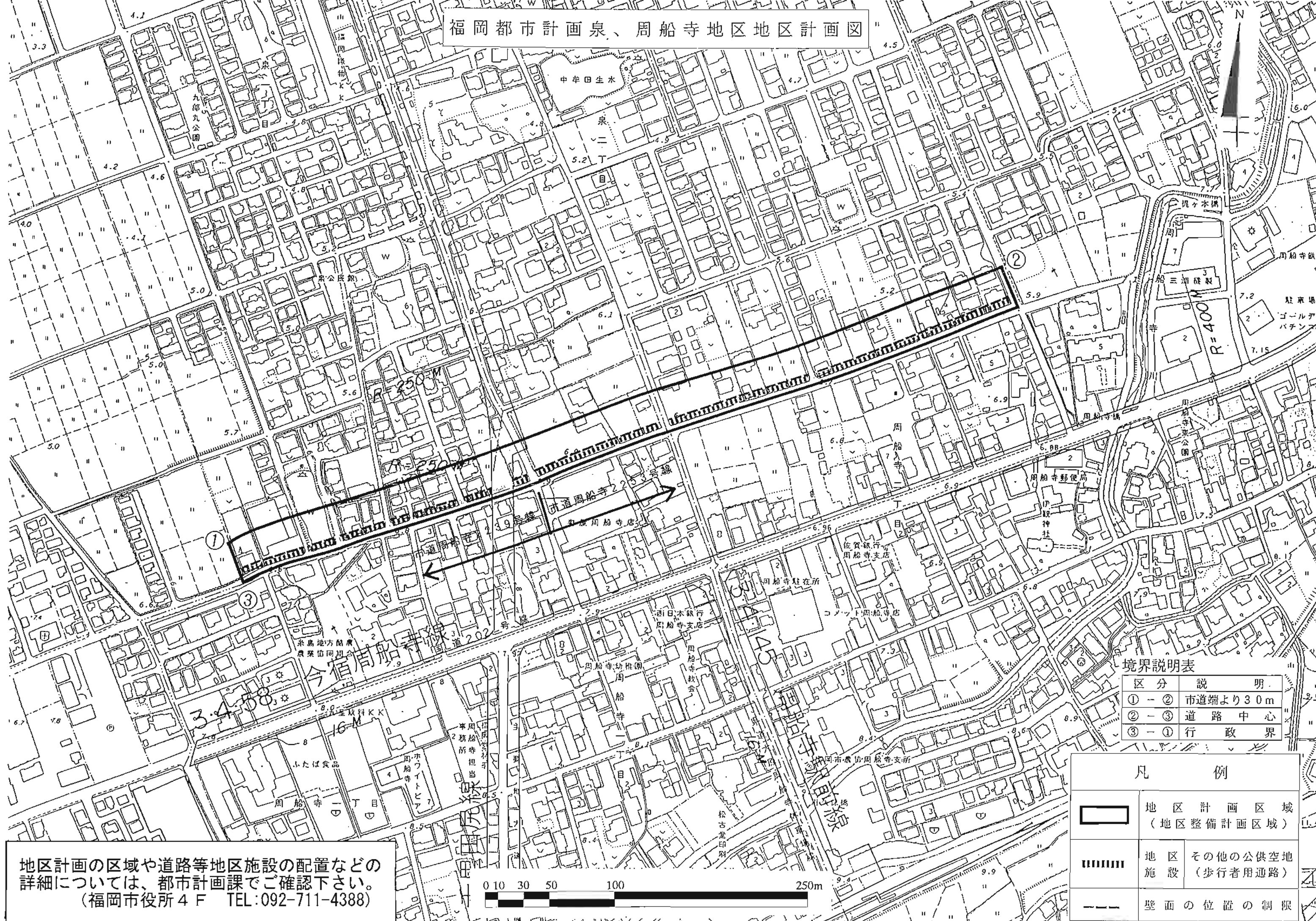
地区	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要
			歩行者用通路	2m	約620m	既存歩道の幅員を含めて2mとする
区域の整備・開発及び保全の方針	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>計画図に示す市道境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は2mとする。</p> <p>ただし、既存の歩道のあるところについては、歩車道境界線より2mとする。</p> <p>また、当該道路以外の道路及び隣地境界線に面する部分においては、外壁の後退距離は1mとする。</p>			
			建築物等の高さの最高限度	15m		

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

良好な市街地環境の形成を図るため、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画泉、周船寺地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
① - ②	市道端より30m
② - ③	道路中心
③ - ①	行政界

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区施設 (歩行者用通路)
	壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

